

各社宛命令理由・命令内容

○東邦瓦斯株式会社

1. 処分の理由

電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）において、ガス事業法第189条第2項の規定により委任された同法第171条第1項の規定による権限に基づく報告徴収により貴社及び中部電力ミライズ株式会社（以下「中電ミライズ」という。）に対して求めた報告により把握した内容によれば以下の事実が認められた。

（ガス事業の健全な発達への支障、需要家等の利益の被害の程度）

- ・ 経済産業省は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反の成否について何らかの認定を行うものではないが、公正取引委員会が中電ミライズ等に対して行った排除措置命令等において、中電ミライズ（2020年3月31日以前は中部電力株式会社。以下同じ。）及び貴社が不当な取引制限の行為者として認定されたこと自体、ガス事業の健全な発達に対する信頼を著しく損なうものといえる。
- ・ 貴社は、部長級の職員等が、中電ミライズとの間で情報交換等を長期にわたり頻繁に行い、その中で、両社の受注意向や応札価格水準等を確認し合ったり、受注予定者を決定したりする情報交換等を行っていた案件が複数確認された。
- ・ 旧一般ガス事業者（ガスの小売全面自由化前において一般ガス事業者であったガス小売事業者及びそのガス小売事業者の地位を承継した事業者をいう。以下同じ。）は、ガス自由化以前には許可制による実質的な地域独占制が認められており、ガスの小売全面自由化がなされた後も依然として各々のエリアにおいて高いシェアを有する者であることに加え、旧一般電気事業者（電力の小売全面自由化前において一般電気事業者であった小売電気事業者及びその小売電気事業者の地位を承継した事業者をいう。以下同じ。）は、都市ガスの原料であるLNGの主要な保有者であり、都市ガスの小売供給において旧一般ガス事業者に対抗しうる能力を持ちうる者であることに鑑みれば、旧一般ガス事業者と旧一般電気事業者が、長期にわたり頻繁に情報交換等を行い、その中で、両社の受注意向や応札価格水準等を確認し合ったり、受注予定者を決定したりする情報交換等を行ってきたことは、個別の案件について独占禁止法違反に該当するか否かに関わらず、ガス小売事業に係る適正な競争に対する信頼を著しく害し、ガス事業の健全な発達に極めて大きな支障を及ぼしたと認められる。
- ・ 貴社は、中電ミライズとの間で現に受注予定者を決定したりするなどの行為を行っていたことも確認されていることから、ガス料金の高止まりを発生させることによって、需要家の利益に直接的な被害を生じさせた可能性

が高い。

(行為の不健全性・故意性・過失の程度、組織性・計画性の有無)

- ・ 貴社と中電ミライズとの間において、長期にわたり頻繁に情報交換等が行われていたところ、貴社においては、その多くが部長等によって行われていたことが確認されており、かつ、そうした情報交換等は、偶発的なものではなく事前に打合せの機会を調整するなどの準備がなされているものも多い。
- ・ 必ずしも全てではないが、情報交換等の結果や対応方針等について、メールや議事録等といった形で執行役員を含む社内での情報共有が図られている場合があったことも確認された。
- ・ こうした事実を踏まえれば、行為の不健全性や計画性が高く、かつ、組織的な対応が行われていたものと認められる。

(法令等遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制)

- ・ 本件は、長期にわたり不適切な行為が継続して行われていたものであり、その間に社内において監査や内部通報等により是正されたことは確認できないことや、本件について公正取引委員会の調査開始前に課徴金減免申請を行ったのが、家庭用の都市ガス料金等及び卒 FIT 価格に関する事案につき公正取引委員会から立入検査を受けた後であることを踏まえれば、不適切な行為を発見して統制する社内の自浄作用が発揮されていたとは評価できない。
- ・ 貴社は、本件の発覚前から、役職員向けに独占禁止法に関する研修等を実施してきていたところであるが、そうした取組の効果は十分でなかったと言わざるを得ず、長期に渡る不適切な行為を発見・統制できなかった点に鑑みれば、法令等遵守や内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分であったものと認められる。

(経営者の法令等遵守に関する認識)

- ・ 本件では、中電ミライズとの間の情報交換等の結果や対応方針等について、メールや議事録等といった形で執行役員を含む社内での情報共有が図られている場合があったことも確認されていることなどからすれば、当時の貴社における経営層の法令等遵守に関する意識は極めて低かったものと認められる。

2. 命令の内容

- (1) 他のガス小売事業者と共同して不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項に定める不当な取引制限をいう。）及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他のガス小売事業者との間でガス料金（見積額及び応札額を含む。）又は営業方針（受注意向を含む。）に関する情報交換を行わないこと。
- (2) 今後、上記（1）の行為をしないよう、再発防止のための計画（以下「改

善計画」という。)を策定の上、事案の内容及び発生原因とともに社会に対して公表し、これを確実に実施すること。また、当該改善計画及びその実施状況を、8月23日(金)までに書面で報告すること。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を満たす必要がある。

- ・ 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
- ・ 競争関係にある他のガス小売事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講じること(当該ルールに違反した場合の取扱いを定めることを含む)。
- ・ 社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。
- ・ ガス小売事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他のガス小売事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役員をその対象者に含むこと。
- ・ 継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする。
- ・ 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度(社内リネンシー制度)及び内部通報制度についての役員に対する継続的な周知徹底を行うこと。

(3) 今後1年間、4か月に1度の頻度で、上記(2)の改善計画の実施状況について委員会及び資源エネルギー庁に報告すること。

(4) 今後、委員会又は資源エネルギー庁が上記(2)の改善計画及びその実施状況について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること。

○中部電力ミライズ株式会社

1. 処分の理由

電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）において、ガス事業法第189条第2項の規定により委任された同法第171条第1項の規定による権限に基づく報告徴収により貴社及び東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」という。）に対して求めた報告により把握した内容によれば以下の事実が認められた。

（ガス事業の健全な発達への支障、需要家等の利益の被害の程度）

- ・ 経済産業省は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反の成否について何らかの認定を行うものではないが、公正取引委員会により貴社（2020年3月31日以前は中部電力株式会社。以下同じ。）に対して排除措置命令等が行われたこと自体、ガス事業の健全な発達に対する信頼を著しく損なうものといえる。
- ・ 貴社は、部長級の職員等が、東邦ガスとの間で情報交換等を長期にわたり頻繁に行い、その中で、両社の受注意向や応札価格水準等を確認し合ったり、受注予定者を決定したりする情報交換等を行っていた案件が複数確認された。
- ・ 旧一般ガス事業者（ガスの小売全面自由化前において一般ガス事業者であったガス小売事業者及びそのガス小売事業者の地位を承継した事業者をいう。以下同じ。）は、ガス自由化以前には許可制による実質的な地域独占制が認められており、ガスの小売全面自由化がなされた後も依然として各々のエリアにおいて高いシェアを有する者であることに加え、旧一般電気事業者（電力の小売全面自由化前において一般電気事業者であった小売電気事業者及びその小売電気事業者の地位を承継した事業者をいう。以下同じ。）は、都市ガスの原料であるLNGの主要な保有者であり、都市ガスの小売供給において旧一般ガス事業者に対抗しうる能力を持ちうる者であることに鑑みれば、旧一般ガス事業者と旧一般電気事業者が、長期にわたり頻繁に情報交換等を行い、その中で、両社の受注意向や応札価格水準等を確認し合ったり、受注予定者を決定したりする情報交換等を行ってきたことは、個別の案件について独占禁止法違反に該当するか否かに関わらず、ガス小売事業に係る適正な競争に対する信頼を著しく害し、ガス事業の健全な発達に極めて大きな支障を及ぼしたと認められる。
- ・ 貴社は、東邦ガスとの間で現に受注予定者を決定したりするなどの行為を行っていたことも確認されていることから、ガス料金の高止まりを発生させることによって、需要家の利益に直接的な被害を生じさせた可能性が高い。

（行為の不健全性・故意性・過失の程度、組織性・計画性の有無）

- ・ 貴社と東邦ガスとの間において、長期にわたり頻繁に情報交換等が行われていたところ、貴社においては、その多くが部長等によって行われていたことが確認されており、かつ、そうした情報交換等は、偶発的なものではなく事

前に打合せの機会を調整するなどの準備がなされているものも多い。

- ・ 必ずしも全てではないが、情報交換等の結果や対応方針等について、メール等といった形で社内での情報共有が図られていたり、情報交換等の場にと締役が同席することなどがあったことも確認された。
- ・ こうした事実を踏まえれば、行為の不健全性や計画性が高く、かつ、組織的な対応が行われていたものと認められる。

（法令等遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制）

- ・ 本件は、長期にわたり不適切な行為が継続して行われていたものであり、その間に社内において監査や内部通報等により是正されたことは確認できないことや、本件について課徴金減免申請を行ったのは公正取引委員会による調査が開始された後であることを踏まえれば、不適切な行為を発見して統制する社内の自浄作用が発揮されていたとは評価できない。
- ・ 貴社も、本件の発覚前から、役職員向けに独占禁止法に関する研修等を実施してきていたところであるが、そうした取組の効果は十分でなかったと言わざるを得ず、長期にわたる不適切な行為を発見・統制できなかった点に鑑みれば、法令等遵守や内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分であったものと認められる。

（経営者の法令等遵守に関する認識）

- ・ 本件では、東邦ガスとの間の情報交換等の結果や対応方針等について、メール等といった形で社内での情報共有が図られている場合があったり、情報交換等の場にと締役が同席することがあったことも確認されていることなどからすれば、当時の中部電力株式会社における経営層の法令等遵守に関する意識は極めて低かったものと認められる。

2. 命令の内容

- （1）他のガス小売事業者と共同して不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項に定める不当な取引制限をいう。）及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他のガス小売事業者との間でガス料金（見積額及び応札額を含む。）又は営業方針（受注意向を含む。）に関する情報交換を行わないこと。
- （2）今後、上記（1）の行為をしないよう、再発防止のための計画（以下「改善計画」という。）を策定の上、事案の内容及び発生原因とともに社会に対して公表し、これを確実に実施すること。また、当該改善計画及びその実施状況を、8月23日（金）までに書面で報告すること。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を満たす必要がある。
 - ・ 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
 - ・ 競争関係にある他のガス小売事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前

及び事後の統制を機能させる仕組みを講じること（当該ルールに違反した場合の取扱いを定めることを含む。）。

- ・ 社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。
 - ・ ガス小売事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他のガス小売事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。
 - ・ 継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする。
 - ・ 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リネンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。
- （３）今後１年間、４か月に１度の頻度で、上記（２）の改善計画の実施状況について委員会及び資源エネルギー庁に報告すること。
- （４）今後、委員会又は資源エネルギー庁が上記（２）の改善計画及びその実施状況について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること